毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和８年10月28日
水　曜　日

第5585号

目　　次

公　　告
○建設業の営業の停止　1
○随意契約の相手方等の公示　2

公　　告

建設業の営業の停止

建設業法（昭和24年法律第 100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年10月28日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

１　処分をした年月日

令和８年10月16日

２　処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

⑴　商号　株式会社森組

⑵　主たる営業所の所在地　南砺市荒木 505番地の１

⑶　代表者の氏名　森　雄一

⑷　許可番号　富山県知事許可（般特－４）第 655号

３　処分の内容

建設業法第28条第３項の規定による営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

土木工事業及びとび・土工工事業に関する営業（注文者から土木一式工事及びとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業をいう。）のうち、公共工事（次のいずれかに該当するものをいう。）に係るもの

㋐　国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第１に掲げる公

共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事

㈠　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第 117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事

㈡　㈠及び㈡に掲げる建設工事以外の建設工事であって、補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第 179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けて行うもの

⑵　停止を命ずる期間

令和８年10月30日から11月１日まで

４　処分の原因となった事実

株式会社森組は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第21条第１項及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第 361条の規定に違反したため、令和８年７月２日、砺波簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受け、同月18日、その刑が確定した。

また、同社現場代理人は、労働安全衛生法第21条第１項及び労働安全衛生規則第 361条の規定に違反し、並びに刑法（明治40年法律第45号）第 211条前段の罪により、令和８年７月２日、砺波簡易裁判所から罰金40万円の略式命令を受け、同月18日、その刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第１項第３号に該当する。

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和８年10月28日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

１　随意契約に係る物品等の名称及び数量

採血・採尿業務支援装置１式の納入及び保守点検業務

２　契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県立中央病院経営管理課　富山市西長江二丁目２番78号

３　随意契約の相手方を決定した日

令和８年９月28日

４　随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ファイネス　富山市太郎丸西町２丁目９番地の３

５　随意契約に係る契約金額

89,045,000円

６　契約の相手方を決定した手続

随意契約

７　随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の２第１項第８号

令和８年10月28日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番